

さいたま市告示第125号

さいたま市リユース向け使用済自転車の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月27日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市リユース向け使用済自転車の売払い

(2) 履行場所

ア さいたま市クリーンセンター大崎	さいたま市緑区大崎317番地
イ さいたま市桜環境センター	さいたま市桜区新開4丁目2番地1
ウ さいたま市見沼環境センター	さいたま市見沼区膝子626番地1
エ その他さいたま市の指定する施設	

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「買受け」、営業品目（大分類）「買受け」内の営業品目（小分類）「鉄・非鉄くず」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去2年の間に、地方公共団体と類似した契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

- (7) さいたま市内に1店舗以上の直営店（リユース自転車販売店）を有すること。
- (8) 自転車技士又は自転車安全整備士の資格を保有する者を有していること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
担当 政策推進係 電話 048(829)1338
イ さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/002/p119205.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月10日（火）まで（ただし、3(1)アにあっては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 受付場所

3(1)アと同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アと同じ

(2) 交付日時

令和8年2月17日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出した場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は使用済自転車1台当りの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月4日（水）午後1時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（自転車1台当りの売却単価）に予定数量（12,000台）を乗じた金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月4日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課

電話 048(829)1338 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

6(8)に同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額に予定数量（12,000台）を乗じた金額の100分の10以上を納付すること。
ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。